

# 強者の戦略

## 【はじめに】

受験生の皆さん、今回の問題はいかがだったでしょうか？今回も前回と同じく予想問題でしたが、答案作成はできたでしょうか？昨年度の問題が、株式会社についてということで、今回はそれに関連する事柄を出題しました。「三角合併」という用語は、受験生にとっては聞き慣れないと思います。しかし、数年前にこの用語が、ニュースや新聞、書籍などで数多く取り上げられました。したがって、今回の問題は、前回と違い少し難しいと思います。問1の説明問題も、ある程度知識がないと書けませんし、問2に至ってはなかなか答案が書けないと思います。この難しい問題をあえて出題したのは、皆さんの知識がどれだけあるかを確認する意味もありますが、それ以上に、このことを規定している法律のことをより知って欲しいからです。特に、センター試験ではこの法律の基本事項が出題されても不思議ではないので、それを見据えて出題した次第です。恐らく、皆さんはセンター試験で現代社会あるいは政治・経済を受験すると思いますが、出題されたときに知らなかったでは、困るはずですよ。したがって、「三角合併」も大事ですが、それに加えて法律についての知識も身につけて欲しいと思います。センター試験まで1ヵ月足らなくなった今、是非、チェックしてください。前置きはこの程度にして、解答・解説へといきます。

## 【解答例】

### 問1

子会社が他の会社を吸収合併する場合に、現金での代わりに親会社の株式を対価として交付する合併。  
(46字)

### 問2

商法では、吸収合併の際、被合併法人の株主に対して合併法人の株式を交付することが前提とされていたが、会社法に設けられた「合併等対価の柔軟化」

の規定により、合併法人の株式に限らず、金銭や他の法人の株式等の交付ができることとされたことや、存続会社の親会社の国籍を規定していないことで、外国企業の在日子会社と日本法人との合併が容易になり、外資による日本企業買収が加速するとの見方が強かった。しかし、三角合併が予想より少ないのは、三角合併による敵対的買収を行う場合でも、合併であるため取締役会で反対されれば成立しないためである。また、三角合併の被買収企業は原則上場廃止になってしまう。日本では上場会社であることが意味をなす風土のためでもある。そして、日本の株価が下落したことで日本企業に魅力を感じないことも挙げられる。(350字)

## 【解説】

この三角合併は、2006年5月に大改正が行われた会社法の規定である。そこで、会社法改正のポイントについて見てみる。

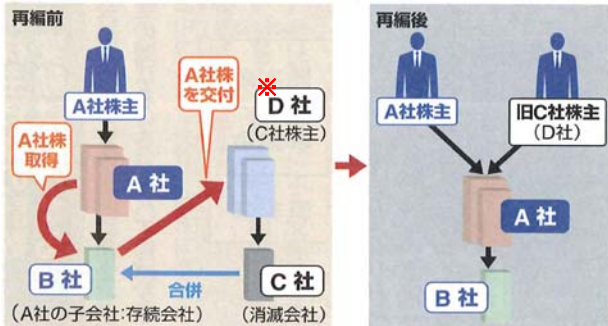
新会社法の最大の魅力は「原則自由」であること。経営者にとって、会社の「形（機関設計）」や「経営方針」などで経営の自由度が向上することになった。しかし、自由といっても経営者が勝手気ままに決められるわけではない。株主総会の特別決議（3分の2以上の賛成）が原則で、決まれば「定款」に書き込める。

また、株式会社の最低資本金規制が撤廃、「1円起業」が認められた。というより、払い込み金額等から設立費用を差し引いた「資本金」が仮にマイナスでも、資本金「零」（法文上「零」未満は「零」になる）企業として設置可能である。さらに、最低資本金規制がなくなることで、従来の有限会社が廃止されることになった。

そして、新法施行1年後から、吸収合併する場合、吸収会社株主に対する対価は、存続会社の株式に限定されない。金銭（現金）のみの「キャッシュ・アウト・マージャー」、存続会社の親会社株式を渡す「三角合併」が可能になる（下図参照）。今回の問題は、

# 強者の戦略

この内容を出題しました。



※C社が消滅して、A社傘下のD社となる。

また、株主代表訴訟における株主の権利が大きくなった。訴訟を起こした原告株主が株式交換や三角合併によって、訴訟先の会社の株主でなくなっても、その親会社の株主になった場合は、原告の地位が引き続き認められる。また、会計監査人も訴える対象となった。

これ以外にも、改正ポイントはありますが、大学入試で狙われるものとしては、これだけ知っていれば十分だと思います。特に、最低資本金規制と有限会社については、センター試験でも出題される可能性があるなので、これを機にしっかり勉強しておくようにしましょう！